

付録 15. 総合理工学府における教員資格、指導教員などについて

総合理工学府における教員資格、指導教員などについて

(平成19年6月18日学府教授会決定)

(平成25年3月4日学府教授会一部改正)

(総合理工学府教員の資格など)

- 1 総合理工学府担当の教授、准教授は全員指導教員とする。
- 2 講師については研究、教育能力により指導教員か授業担当教員にするかを選考委員会において判断する。
- 3 助教の指導教員は、当分の間認めない(理由:助教はキャリアアップのために本人の研究活動に重点をおくべきである)。
- 4 助教の授業担当については、実験、演習は単位認定権を持つ形での担当を可能とする。講義は、原則として教授、准教授(講師)が主担当とし、助教が分担することも可能とする(単位認定権はなし)。
- 5 総合理工学府の指導教員の要件は、「専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があり、学位や研究上の実績を有すること」とする。
- 6 運営面における主たる責任は教授が負う。准教授は、教授に準ずる者として、また指導教員としての「権利」は確保するが、「義務」とはしない(これを、例えば、指導教員会議や専攻における論文審査委員会の定足数の考え方に反映させる)。
- 7 副指導教員制度について検討する。助教にとって、学生の指導実績が応募などの際に必要であれば、副指導教員とする。指導教員がサバティカルをとる場合にも、副指導教員は機能する可能性がある。
- 8 総合理工学府の助教授指導教員制度について(平成12年7月17日承認、平成18年1月23日改定)の内規を廃止する。
(学府教員の資格認定、学府委員の選出等について)
- 9 基幹講座、協力講座教員の学府担当能力を審査するために、選考委員会に当該教員が担当予定の専攻の教員のうちから選出された学府委員を参加させる。
- 10 教授、准教授の選考においては、学府委員が研究、教育能力に加えて、5項の要件に照らして学生指導能力についても学府教授会で報告し、承認により指導教員を認定する(これまでの教授の認定方法を准教授にも適用)。
- 11 助教の選考においては、学府委員が教育上の能力について学府教授会で報告し、承認により授業担当教員を認定する。
- 12 着任後に学府担当教員の資格を認定する場合は(授業担当教員、兼任指導教員を含む)、専攻内に資格審査委員会を設置して、その結果を教授会に報告し、承認を得る(これまでの助教授指導教員の認定と同様の方法)。
- 13 学府委員の選出方法を、従来の「学府教授会での選挙」ではなく、「選考する教員の分野等を考慮して専攻において選出し、学府教授会で承認する」に変更する。
- 14 部局での人事選考の時間の遅れを避けるため、13における「専攻における学府委員の選出」をもって、部局での選考委員会が正式に動けるようにする(学府教授会での承認後であれば、研究所教授会との日程の関係で1月近く遅れる可能性があるため)。
- 15 学府委員は、「専門分野を考慮しつつ、人事選考の透明性を担保する観点から、他部局所属の教員を選出することを原則とする」ことを明記する。
(特定プロジェクト教員に係る特例)
- 16 特定プロジェクト教員については、当該教員がグリーンアジア国際戦略プログラム(平成24年度採択、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」)等の特定事業を実施するために雇用されることを踏まえ、上記資格基準及び認定方法によらず、学府教授会において学府担当資格を認めることができる。

<参考>

教授、准教授、助教の役割

「教授は、大学や学部等の全体における教学面の運営全体について、第一次的な責任を担うに相応しい業績や資質能力を有すると認められた者、准教授は、それに準ずる者」

「助教は、学部等によって定められた特定の事項（特定の専攻分野の授業科目の担当等）について責任をおうべきものであり、大学や学部等の教学面の運営全体については第一次的な責任を有する教授とは自ずとその立場は異なる」